

「『社債券の適切な引受判断に係るガイドライン』について」に関するパブリックコメントの結果について

2025年6月17日

日本証券業協会

本協会では、「社債券の適切な引受判断に係るガイドライン」について、2025年3月18日から同年4月16日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（5件、3先）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
1	－	①全体を通して「発行者」と「発行会社」が混在しています。何か理由があって使い分けているのであれば、「発行者」に統一された方が良いと思います。「有価証券の引受け等に関する規則」では「発行者」が使用されているからです。 ②P3. Q5－A－○適時のレポーティング事項(i)(a)： 東証の適時開示とそろえるため、「その解消」の後の読点を削除し、その代わりに「及び新たな」を挿入して下さい。 ③P3. Q5－A－○適時のレポーティング事項(i)(b)： 全ての固定資産の譲渡及び取得について報告を要求するのは厳し過ぎるのではないのでしょうか。東証の適時開示でも一定規模以上のものに限定されています。 ④P4. Q5－A－○適時のレポーティング事項(ii)： ⑤(ロ) 適時開示と比較して、有価証券報告書・半期報告書の提出遅延の項目が抜けています。 ⑤P4. Q5－A－○適時のレポーティング事項(ii)(c)： 東証の有価証券上場規程より範囲が狭いように見えます。 ⑥P4. Q5－A－○適時のレポーティング事項(ii)(e)： 適時開示とそろえるため、末尾に「又は法令違反に係る告発」を追加して下さい。 ⑦P4. Q6－A－＜格下げに係る発動事由＞○チェンジオブ	①について、ご指摘を踏まえ、「発行者」に統一いたします。 ②について、ご指摘を踏まえ修正いたします。 ③について、当該箇所はレポーティング事項を例示したものであり、対象範囲の調整については、個別の発行事例に応じて関係者間で行うべき事項と考えます。その旨はすでに※箇所に記載されていることから、原案どおりとさせていただきます。 ④について、ご指摘を踏まえ「有価証券報告書・半期報告書の提出遅延」を追加いたします。 ⑤について、書きぶりを日本取引所グループの「適時開示が求められる会社情報」とそろえたものであり、内容面では「有価証券上場規程」と相違ないと理解していますので原案どおりとさせていただきます。 ⑥について、ご指摘を踏まえ修正いたします。 ⑦について、ご指摘を踏まえ修正いたします。 その他、「適時開示が求められる会社情報」を踏まえて所要の修正をいたします。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		コントロール条項の場合：「上場廃止申請の提出」という文言が3回使われていますが、「上場廃止申請」という書類は存在しませんので、「提出」は不適切ですから削除して下さい。たとえば1行目の「上場廃止申請の提出時点において」は「上場廃止申請の時点において」とすべきです。また、3行目の「BB格以下へ格下げ」中の「へ」は「に」とすべきです。	
2	Q 5	(i) (d) および (ii) (b) に関連する事項として、有価証券上場規程では「有価証券報告書・半期報告書の提出遅延」についても、発行者の発生事実として適時開示事項とされていることから、当該項目を (ii) (a) と (b) の間に追加してはいかがでしょうか。 【東証 有価証券上場規程 第402条第2号u】 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a kの2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。	ご指摘を踏まえ、適時のレポーティング事項の例示の項目の中に「有価証券報告書・半期報告書の提出遅延」を追記することといたします。
3	Q 5	(ii) (b) の「有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長申請に係る承認又は不承認」の記載が、東証の「会社情報適時開示ガイドブック」（以下、「適時開示ガイドブック」）の記載を参考に行っていると思われるところ、(i) (d)	ご指摘を踏まえ、適時のレポーティング事項の例示の項目の記載を「有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出」に修正いたします。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		についても、適時開示ガイドブックにおける表現と揃え、以下のように修正することも考えられますがいかがでしょうか。 【原案】 有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長申請に係る承認申請書の提出 【修正案】 有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出	
4	Q 6	＜格下げに係る発動事由＞の○チェンジオブコントロール条項の場合、および○レポーティングコベナントの場合に[信用格付業者の名称を記載]と記載されているが、複数の信用格付業者を参照することを想定した書き方も併記した方がよい。例えば「複数の信用格付を取得している場合は、[信用格付業者の名称を記載]および[信用格付業者の名称を記載]のいずれも BB 以下である場合」とすることも一案と考えられる。その際、「いずれも」、「いずれか」にするかは引受証券会社の裁量・工夫の範囲と考える。 起債時に複数格付を取得・公表する事例もあり、複数格付取得時の記載例を示す方が引受証券会社の対応や投資家の判断が行いやすくなると考えられるため。	ご指摘の箇所については、格下げに係る発動事由の考え方として、上場廃止後に「BB 格に格下げされた場合」及び「○ノッチ格下げされた場合」が考えられることを示す観点から例示したものになります。 ご指摘のとおり、複数の銘柄格付を取得している場合の格下げに係る発動事由は、個別の事案における裁量・工夫の範囲で社債要項の規定等を検討のうえ、トリガーの参照先となる信用格付業者の名称を記載すべきものと理解しており、裁量・工夫の範囲の事項について本ガイドラインで例示すべきものではないため、原案どおりとさせていただきます。
5	Q 7	＜代替する措置の例＞(v) 社債権者間の平等性の観点から～ について、Q7 に対する A：引受会員は～ の中にも平等性の留意や配慮することといった表現を加えるべき。 平等性は＜代替する措置の例＞にあるように例であると同時に、考え方の原則という面もある。また、A で言及がなく、代替する措置としてのみ記載されると、Q7 の A を補完する情報、ないしは原則と捉えづらいと考えられるため。	社債権者間の平等性の観点については、個別の発行事例に応じて社債権者保護が適切に図られているか確認した上で、適切な引受判断を行う際の要素ではあると考えておりますが、Q7 に対する考え方の大原則はあくまで社債権者保護と考えますので、他の要素を原則として記載した場合、当該回答の趣旨が誤って理解されることも懸念されるため、原案どおり（v）の説明として記載することといたします。

以 上